

「傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会」の発足

救急搬送において、傷病者の搬送先医療機関が速やかに決まらない事案や救急隊が現場に到着してから傷病者を病院に収容するまでの時間が延びていることを背景に消防法が改正されました。改正概要は、消防機関・医療機関等で構成される救急搬送及び受入れに関する協議会を都道府県に設置するとともに、都道府県が搬送及び受入れの実施基準を策定することとしています。（別紙1参照）

消防庁は、都道府県の実施基準策定を支援するため、厚生労働省とともに「傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会」を発足することとしたのでお知らせします。

1 検討内容

- ・ 傷病者の搬送及び受入れの実施基準等について
- ・ その他

2 日時等

平成21年6月29日（月）に第1回検討会を開催します。

3 委員等

別紙2参照



【連絡先】

消防庁救急企画室

担当：溝口専門官、小板橋係長

電 話：03-5253-7529（直通）

FAX：03-5253-7539

協議会

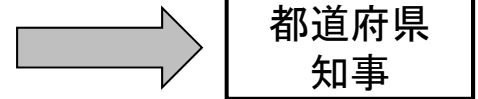
都道府県に設置

○ 構成メンバー

- ・ 消防機関の職員
- ・ 医療機関の管理者又はその指定する医師
- ・ 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
- ・ 都道府県の職員
- ・ 学識経験者等(都道府県が必要と認める者)

○ 役割

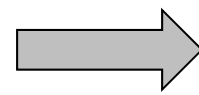
- ・ 傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する協議
- ・ 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に関する連絡調整(調査・分析など)



都道府県知事

意見具申

- ・ 実施基準
- ・ 搬送・受入れの実施
に関し必要な事項



関係行政機関

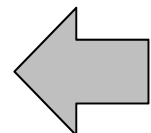
協力要請

- ・ 資料提供
- ・ 意見表明

都道府県が策定・公表

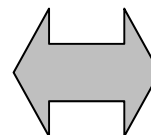
- ① 傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われる医療機関のリスト
- ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するための基準
- ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
- ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関との間で合意を形成するための基準

※ 都道府県の全域又は医療提供体制の状況を考慮した区域ごとに定める。



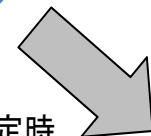
総務大臣
厚生労働大臣

情報提供等の援助



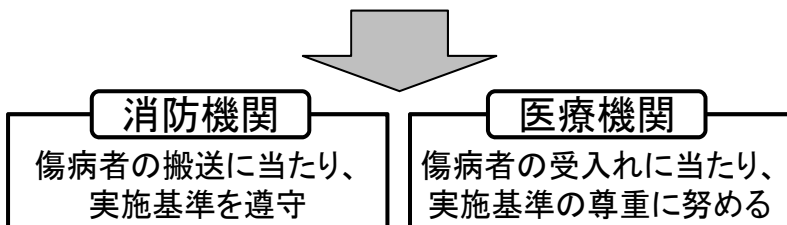
・ 医学的知見に基づく
・ 医療計画との調和

等



基準策定時に意見聴取

協議会



傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会構成員

(五十音順)

| | |
|---------|-------------------------|
| 阿 真 京 子 | (知ろう！小児医療 守ろう！子ども達の会代表) |
| 荒木田 利 信 | (金沢市消防局次長兼警防課長事務取扱) |
| 有 賀 徹 | (昭和大学医学部救急医学講座主任教授) |
| 石 井 正 三 | (日本医師会常任理事) |
| 岩 田 太 | (上智大学法学部教授) |
| 遠 藤 敏 晴 | (札幌市消防局警防部長) |
| 岡 井 崇 | (昭和大学医学部産婦人科学教室主任教授) |
| 川 部 英 則 | (香川県防災局長) |
| 黒 瀬 敏 文 | (京都府府民生活部長) |
| 坂 本 哲 也 | (帝京大学医学部救命救急センター教授) |
| 笹 井 康 典 | (大阪府健康医療部長) |
| 島 崎 修 次 | (杏林大学医学部救急医学教授) |
| 杉 本 壽 | (星ヶ丘厚生年金病院院長) |
| 田 上 泉 | (さつま町消防本部消防長) |
| 田 中 里 沙 | (宣伝会議編集室長) |
| 津 田 勝 康 | (大阪市消防局救急・情報通信担当部長) |
| 野 口 英 一 | (東京消防庁救急部長) |
| 前 野 一 雄 | (読売新聞東京本社編集委員) |
| 宮 坂 勝 之 | (長野県立こども病院院長) |
| 山 崎 學 | (日本精神科病院協会副会長) |
| 山 本 修 三 | (日本病院会会長) |
| 山 本 保 博 | (東京臨海病院院長) |
| 横 田 順一朗 | (市立堺病院副院長) |